

令和5年6月9日

令和5年登米市議会定例会  
6月定期議会 議案

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同意第 4 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	5
同意第 5 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	6
同意第 6 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	7
同意第 7 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	8
同意第 8 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	9
同意第 9 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	10
同意第 10 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	11
同意第 11 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	12
同意第 12 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	13
同意第 13 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	14
同意第 14 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	15
同意第 15 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	16
同意第 16 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	17
同意第 17 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	18
同意第 18 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	19
同意第 19 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	20
同意第 20 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	21
同意第 21 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	22
同意第 22 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	23
同意第 23 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	24
同意第 24 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	25
同意第 25 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	26
同意第 26 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	27

同意第 27 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	28
報告第 7 号	繰越明許費繰越計算書について	29
報告第 8 号	令和 4 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	31
報告第 9 号	令和 4 年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について	34
議案第 56 号	令和 5 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 57 号	令和 5 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 58 号	令和 5 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 59 号	令和 5 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 60 号	登米市迫にぎわいセンター条例を廃止する条例について	37
議案第 61 号	登米市市民活動支援センター条例の制定について	38
議案第 62 号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	42
議案第 63 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	43
議案第 64 号	登米市浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例について	46
議案第 65 号	登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について	48
議案第 66 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について	50
議案第 67 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	52
議案第 68 号	登米市消防団条例の一部を改正する条例について	53
議案第 69 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について	54
議案第 70 号	登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	55
議案第 71 号	財産の取得について	56
議案第 72 号	財産の取得について	57
議案第 73 号	登米市過疎地域持続的発展計画の変更について	58
議案第 74 号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について	59

## 同意第4号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	三塚 芳毅
住所	登米市迫町

## 同意第5号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	岩崎 とみ子
住 所	登米市迫町

## 同意第6号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	上野 栄公
住 所	登米市迫町

## 同意第7号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	小野寺 義幸
住 所	登米市迫町



## 同意第8号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	芳賀 秀二
住所	登米市登米町

## 同意第9号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	鈴木 泰子
住所	登米市東和町

## 同意第 10 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	高橋 健之
住 所	登米市中田町

## 同意第 11 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	門馬 一郎
住 所	登米市中田町

## 同意第 12 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	五十嵐 幸喜
住 所	登米市中田町

## 同意第 13 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	鈴木 巖
住 所	登米市中田町

## 同意第 14 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	岩淵 勉
住 所	登米市中田町

## 同意第 15 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	田島 幹雄
住 所	登米市中田町



## 同意第 16 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	加美山 竜太
住 所	登米市豊里町

## 同意第 17 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	佐藤 瑛彦
住 所	登米市豊里町

## 同意第 18 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	佐藤 久順
住 所	登米市米山町

## 同意第 19 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	鹿野 昭子
住 所	登米市米山町

## 同意第 20 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	芳村 忠市
住 所	登米市米山町

## 同意第 21 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	阿部 晃徳
住 所	登米市米山町

## 同意第 22 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	櫻井 利光
住 所	登米市米山町

## 同意第 23 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	小野寺 鉄子
住 所	登米市石越町



## 同意第 24 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	阿部 静男
住 所	登米市石越町

## 同意第 25 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	浅野 和宏
住 所	登米市南方町

## 同意第 26 号

### 農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	高橋 清範
住 所	登米市南方町

同意第 27 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	柴崎 専一
住 所	登米市南方町

## 報告第7号

### 繰越明許費繰越計算書について

令和4年度登米市一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

(別紙)

## 令和4年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源	未収入特定財源				その他
						国県支出金	地方債	円		
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	200,000	200,000	円	円	円	円		
	5 災害救助費	災害救助事業	24,178,000	24,178,000					12,089,000	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	33,671,000	33,671,000			33,671,000			
		畜産振興事業	22,960,000	22,960,000				17,600,000	5,360,000	
		農業用排水施設等維持管理事業	9,194,000	9,132,000			2,295,000		6,837,000	
		土地改良施設維持管理適正化事業	16,970,000	16,970,000					12,251,000	4,719,000
		基幹水利施設管理事業	33,547,000	17,813,000			12,113,000			5,700,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	林業振興事業	40,000,000	40,000,000					40,000,000	
		道路維持補修事業	34,599,000	34,573,000			18,066,000	15,300,000	1,207,000	
9 消防費	1 消防費	道路新設改良事業	69,944,000	61,543,000			36,984,000	23,900,000	659,000	
		橋りょう維持補修事業	140,506,000	42,460,000			31,028,000	5,900,000	5,532,000	
		都市公園整備事業	55,473,000	55,455,000				52,600,000	2,855,000	
10 教育費	6 保健体育費	小型動力ポンプ整備事業	12,332,000	12,246,000			4,046,000	7,100,000	1,100,000	
		体育館管理事業	5,003,000	5,003,000				3,606,000	1,397,000	
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	28,651,000	27,080,000			4,686,000	15,100,000	7,294,000	
		農地災害復旧事業	15,000,000	9,800,000					9,800,000	
		林業施設災害復旧事業	33,295,000	27,903,000				17,800,000	10,103,000	
		道路橋りょう災害復旧事業	128,584,000	116,343,000			8,725,000	89,700,000	17,918,000	
4 その他公共施設等災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	226,097,000	223,620,000			45,641,000	141,000,000	36,979,000	
		その他公共施設等災害復旧事業	4,411,000	4,411,000				4,400,000	11,000	
合計			934,615,000	785,361,000			209,544,000	390,400,000	12,251,000	169,560,000

## 報告第8号

### 令和4年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和4年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

(別紙)

## 令和4年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

## 1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金			当年度損益勘定留保資金
11	1	浄水施設整備事業	55,363,000	43,081,500	12,243,000	7,300,000				4,943,000	38,500	資材の調達に不測の日数を要したため
		配給水施設整備事業	936,748,000	433,315,633	462,517,000	162,400,000	15,807,000	132,387,000	87,600,000	64,323,000	40,915,367	関係機関等との調整や、軟弱地盤に伴う対応などに、不測の日数を要したため
		計	992,111,000	476,397,133	474,760,000	169,700,000	15,807,000	132,387,000	87,600,000	69,266,000	40,953,867	



(別紙)

令和4年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金			当年度損益勘定留保資金
9	3	災害復旧事業	25,740,200	14,308,360	6,688,000							
		特別損失								6,688,000	4,743,840	資材の調達に不測の日数を要したため
		計	25,740,200	14,308,360	6,688,000					6,688,000	4,743,840	

## 報告第9号

### 令和4年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和4年度登米市下水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

(別紙)

## 令和4年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書

## 1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

項 目	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
					企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金			当年度損益勘定留保資金
1	建設改良費	511,607,000	70,913,870	426,652,000	249,500,000		170,420,000		6,732,000	14,041,130	関係機関との協議や事業間の調整及び設計の見直しに不測の日数を要したため
11	資本的支出	261,689,000	161,349,927	74,600,000	34,600,000		39,886,000		114,000	25,739,073	関係機関との協議や資材の調達に不測の日数を要したため
	計	773,296,000	232,263,797	501,252,000	284,100,000		210,306,000		6,846,000	39,780,203	

(別紙)

令和4年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金			当年度損益勘定留保資金
11	1	建設改良費	145,455,000	9,350,000	133,300,000	66,800,000		66,460,000		40,000	2,805,000	資材の調達に不測の日数を要したため
		計	145,455,000	9,350,000	133,300,000	66,800,000		66,460,000		40,000	2,805,000	

## 議案第 60 号

### 登米市迫にぎわいセンター条例を廃止する条例について

登米市迫にぎわいセンター条例（平成29年登米市条例第2号）を廃止するものとする。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市迫にぎわいセンター条例を廃止する条例  
登米市迫にぎわいセンター条例（平成29年登米市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 61 号

### 登米市市民活動支援センター条例の制定について

登米市市民活動支援センター条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市市民活動支援センター条例

(設置)

第 1 条 自主的な取組を行う市民活動団体及びコミュニティ組織等を支援することにより、市民活動及び地域づくり活動を活発化させ、市民と協働のまちづくりの推進を図るため、登米市市民活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
とめ市民活動プラザ	登米市迫町佐沼字西佐沼70番地

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、登米市まちづくり基本条例（平成24年登米市条例第 2 号）で使用する用語の例による。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民活動に係る相談及び助言に関すること。
- (3) 市民活動に係る人材の育成及び支援に関すること。
- (4) 市民活動を行う者又は団体相互の交流及び連携の推進に関すること。
- (5) 市民活動等を行う者又は団体に対する施設、設備等の提供に関すること。
- (6) コミュニティ組織等が取り組む地域の計画づくりの策定の支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可を受けた目的以外にセンターを利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免

除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する事業に利用する場合 全額
- (2) 市内の学校、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合 全額
- (3) 市内の社会福祉団体、社会教育団体、産業経済団体等が、その目的達成のために利用する場合 全額又は半額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 全額又は半額  
(使用料の返還)

第11条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者の原状回復義務)

第12条 利用者は、その利用を終えたとき、若しくは停止されたとき、又は利用許可を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設、設備等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を受けて、休館日及び開館時間を変更することができる。

3 第6条、第8条、第10条及び第11条の規定は、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、第6条、第8条、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。



(利用料金)

第17条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

(指定管理者の原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の規定による利用許可の手続、第14条第1項の規定による指定管理者の指定の手続、第17条第3項の規定による利用料金の決定の手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

利用区分	使用料（1時間当たり）	冷暖房料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
研修室1	200円	100円	100円
研修室2	200円	100円	100円
和室	200円	100円	100円
交流ホール	200円	100円	100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

## 議案第 62 号

### 登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市基金条例の一部を改正する条例

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項の表中(19)の項を削り、(20)の項を(19)の項とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 63 号

### 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.20」を「100分の7.50」に改める。

第5条中「20,000円」を「23,000円」に改める。

第5条の2第1号中「15,000円」を「18,000円」に改め、同条第2号中「7,500円」を「9,000円」に改め、同条第3号中「11,250円」を「13,500円」に改める。

第6条中「100分の2.20」を「100分の3.00」に改める。

第7条の2中「7,000円」を「8,000円」に改める。

第7条の3第1号中「5,000円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「2,500円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「3,750円」を「6,000円」に改める。

第8条中「100分の2.00」を「100分の2.50」に改める。

第9条の2中「8,000円」を「8,500円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「14,000円」を「16,100円」に改め、同号イ（ア）中「10,500円」を「12,600円」に改め、同号イ（イ）中「5,250円」を「6,300円」に改め、同号イ（ウ）中「7,875円」を「9,450円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,600円」に改め、同号エ（ア）中「3,500円」を「5,600円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「2,800円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「4,200円」に改め、同号オ中「5,600円」を「5,950円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同号ア中「10,000円」を「11,500円」に改め、同号イ（ア）中「7,500円」を「9,000円」に改め、同号イ（イ）中「3,750円」を「4,500円」に改め、同号イ（ウ）中「5,625円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「3,500円」

を「4,000円」に改め、同号エ（ア）中「2,500円」を「4,000円」に改め、同号エ（イ）中「1,250円」を「2,000円」に改め、同号エ（ウ）中「1,875円」を「3,000円」に改め、同号オ中「4,000円」を「4,250円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同号ア中「4,000円」を「4,600円」に改め、同号イ（ア）中「3,000円」を「3,600円」に改め、同号イ（イ）中「1,500円」を「1,800円」に改め、同号イ（ウ）中「2,250円」を「2,700円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,600円」に改め、同号エ（ア）中「1,000円」を「1,600円」に改め、同号エ（イ）中「500円」を「800円」に改め、同号エ（ウ）中「750円」を「1,200円」に改め、同号オ中「1,600円」を「1,700円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,000円」を「3,450円」に改め、同号イ中「5,000円」を「5,750円」に改め、同号ウ中「8,000円」を「9,200円」に改め、同号エ中「10,000円」を「11,500円」に改め、同項第2号ア中「1,050円」を「1,200円」に改め、同号イ中「1,750円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「2,800円」を「3,200円」に改め、同号エ中「3,500円」を「4,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する申請書の提出期限の特例）

16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由として国民健康保険税（令和元年度から令和4年度までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもの）について減免を受けようとする場合は、第24条の3第2項の規定にかかわらず、申請書の提出期限は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）附則第16項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（適用区分）

2 新条例の規定（附則第16項の規定を除く。）は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 64 号

### 登米市浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例について

登米市浄化槽整備推進事業条例（平成17年登米市条例第206号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例

登米市浄化槽整備推進事業条例（平成17年登米市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（使用開始等の届出）

第10条の2 使用者は、浄化槽施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、上下水道事業管理規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

第11条第2項を次のように改める。

2 使用料の額は、1使用月につき、次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額とする。

区分	排出汚水量	金額
基本使用料		1,573円
従量使用料	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき50円
	10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき217円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき228円
	100立方メートルを超え400立方メートルまで	1立方メートルにつき232円

400立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき244円
-----------------	----------------

第11条第3項ただし書を削る。

第12条第2項中「排水汚水量」を「排出汚水量」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計測をするための装置の設置等必要な措置を講じることができる。

第13条の見出し中「、中止等」を削り、同条中「排水設備の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した排水設備の使用を再開した」を「浄化槽施設の使用を開始した」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(無届使用等の場合の使用料)

第13条の2 第10条の2の規定による浄化槽施設の使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合の使用料は、使用の開始又は再開のときに遡り徴収する。

(資料の提出)

第13条の3 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から施行日以後に引き続く使用について施行日以後最初に算定する使用料については、改正後の登米市浄化槽整備推進事業条例（以下「新条例」という。）第11条第2項及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条第2項の表の適用については、施行日から令和6年8月31日までの間の使用に係る使用料（当該期間から引き続く使用について当該期間の経過後最初に算定する使用料を含む。）に限り、同表従量使用料の項中「50円」とあるのは「26円」と、「217円」とあるのは「191円」と、「228円」とあるのは「201円」と、「232円」とあるのは「204円」と、「244円」とあるのは「214円」とする。

## 議案第 65 号

### 登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について

登米市農業集落排水事業条例（平成17年登米市条例第207号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

登米市農業集落排水事業条例（平成17年登米市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（使用開始等の届出）

第14条 使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、上下水道事業管理規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

第15条第2項中「超過使用料の合計総額（税込）」を「従量使用料の合計額」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	排出汚水量	金額
基本使用料		1,573円
従量使用料	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき50円
	10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき217円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき228円
	100立方メートルを超え400立方メートルまで	1立方メートルにつき232円
	400立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき244円

第16条の見出しを「（汚水量）」に改め、同条第1項中「排出汚水量による使用料



の算定」を「排出汚水量の算定」に改め、同項第2号中「設定する水量とする」を「認定する」に改め、同条第2項中「かかわらず」の次に「、管理者は」を加え、「その使用する水量」を「現に使用する水量」に改め、「同項の規定により算定される」を削り、「管理者が認めたとき」を「認めるとき」に、「管理者がその申告の内容を審査して」を「その申告の内容を審査してその使用者の排出汚水量を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計測をするための装置の設置等必要な措置を講じることができる。

第17条の見出し中「、中止等」を削り、同条中「開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した排水処理施設の使用を再開した」を「開始した」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(臨時排水の使用料)

第18条の2 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため排水処理施設を使用する場合その他排水処理施設を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は、概算の使用料を前納させることができる。

2 前項の使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から排水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めるときに行うものとする。

第20条中「その他特別の理由」を「その他特別の事情」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から施行日以後に引き続く使用について施行日以後最初に算定する使用料については、改正後の登米市農業集落排水事業条例（以下「新条例」という。）第15条第2項及び第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例第15条第2項の表の適用については、施行日から令和6年8月31日までの間の使用に係る使用料（当該期間から引き続く使用について当該期間の経過後最初に算定する使用料を含む。）に限り、同表従量使用料の項中「50円」とあるのは「26円」と、「217円」とあるのは「191円」と、「228円」とあるのは「201円」と、「232円」とあるのは「204円」と、「244円」とあるのは「214円」とする。

## 議案第 66 号

### 登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例(平成17年登米市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気

自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の登米市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第 67 号

### 登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表登米市立米谷病院の項中「小児科」を「小児科 泌尿器科」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

## 議案第 68 号

### 登米市消防団条例の一部を改正する条例について

登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市消防団条例の一部を改正する条例

登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1,700人」を「1,360人」に改める。

第13条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間に係る年額報酬を支給しない。

第13条第2項に次の各号を加える。

- (1) 団員が休団している場合 その休団の間
- (2) 4月から9月までの間に職務に従事していない場合 4月から9月までの間
- (3) 10月から3月までの間に職務に従事していない場合 10月から3月までの間

第14条第3項中「報酬及び費用弁償の支給方法については、」を「この条例及び」に、「の例による」を「に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、規則で定める」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 69 号

### 登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免 に関する条例の一部を改正する条例について

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部  
を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「免除」を「減免」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 70 号

### 登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則中第 2 項の前の見出し、同項及び第 3 項を削り、第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 71 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 高規格救急自動車購入  |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約の金額  | 30,250,000円   |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字的場88番地1<br>宮城トヨタ自動車株式会社 MTG佐沼<br>店長 千葉 忍 |



## 議案第 72 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 登米市立学校校務系パソコン購入                            |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                     |
| 3 契約の金額  | 30,249,450円                                |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字下田中5番地7<br>コバヤシ電子文具<br>代表 小林 良雄 |

## 議案第 73 号

### 登米市過疎地域持続的発展計画の変更について

登米市過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 議案第 74 号

### 登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

登米市辺地総合整備計画を別添のとおり策定及び変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項及び同条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣